

西神中央ホール条例をここに公布する。

令和3年9月13日

神戸市長 久元喜造

神戸市条例第14号

西神中央ホール条例

(設置及び目的)

第1条 広く、文化芸術の鑑賞、創作及び発表の機会と場を提供し、文化の振興を図る拠点とともに、利用者の利便性の向上や交流の場の創出のために施設を運用することにより、地域の活性化及び福祉の向上を図ることを目的として、西神中央ホールを設置する。

(位置)

第2条 西神中央ホールの位置は、次のとおりとする。

神戸市西区美賀多台1丁目1番1

(事業)

第3条 西神中央ホールは、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化芸術の企画、制作、誘致及び公開その他の活動を行うこと。
- (2) 文化芸術を鑑賞し、創作し、及び発表するために施設を利用させること。
- (3) 文化芸術に関する活動を行う人材の育成及び交流に関すること。
- (4) 文化芸術の振興のための調査研究、資料の収集及び情報の提供に関するこ。
- (5) 文化芸術を中心とした多様な市民交流の機会の創出に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な事業に関すること。

(施設)

第4条 西神中央ホールに次に掲げる施設を置く。

- (1) ホール
- (2) スタジオ
- (3) ピアノ室

(4) 楽屋兼会議室（以下「ルーム」という。）

(5) アートスペース

(6) 交流広場

(7) アートウォール

(8) ロビーその他の便益施設

（開館時間）

第5条 西神中央ホールの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）は、西神中央ホールの管理運営上特に必要があると認める場合は、事前に市長の承認を得て、前項に掲げる開館時間を変更することができる。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び開館時間を告示するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、指定管理者は、西神中央ホールの管理運営上特に必要があると認める場合であって特に緊急を要するため事前に市長の承認を得ることができないときは、市長の承認を得ないで開館時間を変更することができる。

5 指定管理者は、利用者の利便性の向上のために必要があると認める場合は、第1項の開館時間又は第2項の規定による変更後の開館時間以外の時間であっても、午前7時から午後11時までの範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て施設の一部を利用者の用に供することができる。

（休館日）

第6条 西神中央ホールの休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までをいう。）

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が西神中央ホールの管理運営上特に必要があると認める日

2 指定管理者は、第1条の目的を達成するために有益であり、かつ、西神中央ホールの管理運営上支障を生じるおそれがないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、これらの日に、施設の一部を第3条に規定する事業の用に供する

ことができる。

3 指定管理者は、神戸市立西図書館の供用のために必要があると認めるときは、第1項の規定に関わらず、施設の一部を利用者の用に供することができる。

(使用の許可)

第7条 第4条の施設（同条第8号の施設を除く。）又はその附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

3 指定管理者は、西神中央ホールの管理運営上特に必要があると認める場合であってその施設等の使用方法が周囲の良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるものであるときは、第5条第1項の開館時間及び同条第2項の規定による変更後の開館時間以外の時間においても、施設等の使用を許可することができる。この場合において、当該許可は、第1項の規定による許可とみなしてこの条例の規定を適用する。

(許可の基準)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、前条第1項の許可をしてはならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者がその使用を不適当であると認めるとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。

(1) 施設等の使用の目的が第1条に規定する目的にそぐわないとき。

(2) 西神中央ホールの管理運営上支障があると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上支障があると認められるとき。

(使用期間)

第9条 第4条の施設（同条第7号の施設を除く。）は、引き続き7日を超える

独占的な使用をすることができない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(行為の制限)

第10条 何人も、西神中央ホールの管理上支障がある行為で、規則で定めるものをしてはならない。

2 施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(1) 業として写真撮影、映画撮影その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として広告、宣伝その他これらに類する行為をすること。

(3) ラジオ又はテレビの中継、録音、録画その他これらに類する行為をすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が西神中央ホールの管理運営上特に許可が必要と認める行為をすること。

3 第7条第2項及び第8条の規定は、前項の許可について準用する。

(利用料金)

第11条 指定管理者に西神中央ホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させる。

2 第7条第1項の許可を受けた者及び前条第2項の許可を受けた者（以下これらを「利用者等」という。）は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

4 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を返還し、又は利用料金を減額し、若しくは免除することができる。

5 市長は必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

6 利用料金は、指定管理者が認めた場合を除き、前納しなければならない。

(特別の設備の設置等)

第12条 利用者等は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 第7条第2項及び第8条の規定は、前項の許可について準用する。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 利用者等は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、利用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項、第10条第2項若しくは第12条第1項の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 施設を許可された使用目的と異なった目的に使用したとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第8条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者等に対し、前項に規定する処分をすることができる。

- (1) 西神中央ホールの管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(入場の制限等)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を制限し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になるおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある動物その他の物を携帯する者
- (4) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (5) 第10条第1項の規定に違反した者

(立入り等)

第16条 指定管理者は、西神中央ホールの管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第17条 利用者等は、施設の使用を終わったとき又は第7条第1項、第10条第2項若しくは第12条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で器具又は設備を撤去し、施設を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、利用者等（利用者等であった者を含む。）が前項の義務を履行しないときは、器具その他の物件の搬出、設備の撤去その他施設の原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第18条 西神中央ホール内において、施設を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第19条 市長は、次に掲げる西神中央ホールの管理に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。

- (1) 第3条に規定する事業に係る業務
- (2) 西神中央ホールの利用及びその制限に関する業務
- (3) 西神中央ホールの維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、西神中央ホールの設置の目的を最も効果的に達成することができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(施行細目の委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年8月1日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、西神中央ホールの供用を開始する日は、令和4年8月1日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日とする。

(準備行為)

- 3 この条例を施行するために必要な使用の許可その他の準備行為は、この条例の施行前においても、この条例の例により行うことができる。

(指定管理者不在等期間における西神中央ホールの管理に関する業務)

- 4 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第5条第2項、第3項及び第5項、第6条第1項第2号並びに同条第2項及び第3項、第7条第1項、第2項（第10条第3項及び第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第3項、第8条第1項（第10条第3項及び第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項（第10条第3項及び第12条第2項において準用する場合を含む。）、第9条、第10条第2項、第12条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条、第16条並びに第17条第2項の規定の適用については、第5条第2項中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）は、西神中央ホールの管理運営上特に必要があると認める場合は、事前に市長の承認を得て」とあるのは「市長は、西神中央ホールの管理運営上特に必要があると認める場合は」、同条第3項中「前項の承認をしたときは」とあるのは「前項の規定により開館時間を変更したときは」と、同条第5項中「指定管理者は、利用者の利便性の向上のために必要があると認める場合は、第1項の開館時間又は第2項の規定による変更後の開館

時間以外の時間であっても、午前7時から午後11時までの範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長は、利用者の利便性の向上のために必要があると認める場合は、第1項の開館時間又は第2項の規定による変更後の開館時間以外の時間であっても、午前7時から午後11時までの範囲内において」と、第6条第1項第2号並びに同条第2項及び第3項、第7条第1項、第2項及び第3項、第8条第1項及び第2項、第9条、第10条第2項、第12条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条、第16条並びに第17条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

5 指定管理者不在等期間においては、第5条第4項の規定は適用しない。

(指定管理者不在等期間の使用料)

6 市長は、指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第11条第2項の承認に係る利用料金の額を使用料として、利用者等から徴収することができる。

7 前項の使用料は、指定管理者不在等開始時の直前の第11条第4項の基準により全部若しくは一部を返還し、又は減額若しくは免除をすることができる。

別表（第11条関係）

(1) ホール、スタジオ、ピアノ室、ルーム、アートスペース及び交流広場の利用料金

施設	定員 (単位人)	面積 (単位 平方メートル)	利用料金（単位 円）						
			使用時間 （午前 9時か ら正午 まで）	午前 (午後 1時か ら午後 5時ま で)	午後 (午後 1時か ら午後 5時ま で)	夜間 (午後 6時か ら午後 10時ま で)	午前・ 午後 (午前 9時か ら午後 10時ま で)	午後・ 夜間 (午後 1時か ら午後 10時ま で)	終日 (午前 9時か ら午後 10時ま で)
			使用区分						

ホ ー ル	500	平日	24,800	33,000	33,000	57,800	66,000	77,000
		土曜日、 日曜日及 び休日	29,700	39,600	39,600	69,300	79,200	93,000
ス タ ジ オ 1	91		4,300	5,800	5,800	10,100	11,600	15,900
ス タ ジ オ 2	5		1時間につき	200				
ス タ ジ オ 3	13		1時間につき	300				
ス タ ジ オ 4	28		1時間につき	600				
ビ ア ノ 室	12		1時間につき	1,000				

ルーム1		29		1時間につき 400					
ルーム2		20		1時間につき 300					
ルーム3		15		1時間につき 200					
ルーム4		11		1時間につき 200					
アートスペース		97		4,000	5,300	5,300	9,300	10,600	14,600
交流広場		182		4,000	5,300	5,300	9,300	10,600	14,600

備考

1 利用者がホールを利用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときの利用料金の額は、この表に規定する額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

- (1) 入場者から最高額3,000円を超える入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき 200パーセント
- (2) 営業又は宣伝を目的として利用するとき 200パーセント
- (3) 市内に住所を有しない利用者（法人その他の団体にあっては、代表者の住所又は事務所の所在地を市内に有しないもの）が利用するとき（前2号、第5号及び第6号に掲げる利用を除く。） 150パーセント
- (4) 練習のために利用するとき（その利用の日の2か月前から2週間前までの間に申込みをしたものに限る。） 50パーセント
- (5) ホールの本番利用に関連して、練習のためにホールを利用するとき 50パーセント
- (6) ホールの本番利用に関連して準備、撤去その他これらに類する作業のためにのみ利用するとき 50パーセント

2 前項第3号及び第4号のいずれにも該当するときの利用料金の額は、この表に規定する額に同項第3号に定める率を乗じて得た額に同項第4号に定める率を乗じて得た額とする。

3 第7条第3項の許可を受けて利用する場合又は許可された使用時間以外の時間に利用した場合の利用料金の額は、1時間につき、次の各号に掲げる施設の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、1時間未満の端数は、1時間として計算する。

- (1) ホール 8,300円（土曜日、日曜日及び休日にあっては9,900円）
- (2) スタジオ1 1,500円
- (3) スタジオ2、スタジオ3、スタジオ4、ピアノ室、ルーム1、ルーム2、ルーム3及びルーム4 この表に規定する額
- (4) アートスペース 1,400円
- (5) 交流広場 1,400円

4 第1項及び第2項の規定は、前項第1号の利用料金の額について準用する。この場合において、第1項の規定中「この表に規定する額」とあるのは「第3項の利用料金の額」と、第2項中「この表に規定する額」とあるのは「第3項の利用料金の額」と、「同項第3号」とあるのは「第1項第3号」と読み替えるものとする。

5 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

(2) アートウォールの利用料金（1月当たりの利用料金）

高さ 幅	300ミリ メートル未満	300ミリ メートル以上600 ミリメートル未満	600ミリ メートル以上	900ミリ メートル以上	1,200ミ リメートル未満	1,200ミ リメートル以上
300ミリメー トル未満	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	
300ミリメー トル以上600 ミリメートル 未満	2,500円	3,000円	3,000円	3,500円	4,000円	
600ミリメー トル以上900 ミリメートル 未満	3,000円	3,000円	3,500円	3,500円	4,000円	
900ミリメー トル以上 1,200ミリメ ートル未満	3,500円	3,500円	3,500円	4,000円	4,000円	

1,200ミリメートル以上	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,500円
1,500ミリメートル以下					

備考

1 この表において「高さ」及び「幅」とは、使用するアートウォールの高さ及び幅をいう。

2 1月未満の端数は、1月として計算する。

(3) 附属設備の利用料金

1 設備 1回につき13,000円

(4) 第10条第2項の許可行為に係る料金

1つの許可行為 1回につき65,000円